令和８年９月２９日　第三回世田谷区議会定例会（速報版）

午後一時開議

○**石川ナオミ議長**　ただいまから本日の会議を開きます。

◆◇◆◇◆◇

また、対象者への周知方法が問われたのに対し、理事者より、来年一月に、案内通知とともに申請書を送付する予定である。併せて、コールセンターの設置も予定しているとの答弁がありました。

次に、せたがやＰａｙに関する運営体制強化費等の内訳及び補助率が問われたのに対し、理事者より、今回、補正予算案に計上した約二千万円のうち、システム改修経費が二百七十五万円、補助率は十分の十であり、システム監査及び商店街振興組合連合会の体制強化に係る伴走支援の経費が合わせて一千七百五十万円、補助率は四分の三であるとの答弁がありました。

さらに、商店街振興組合連合会によるせたがやＰａｙの自立的な運営に対する区の見解が問われたのに対し、理事者より、商店街連合会及び商店街振興組合連合会に対しては、人件費を含めた事業費を補助している。区としては、外郭団体に対し自立した運営を促しているのと同様に、自立に向けた指導の必要性を認識しており、外郭団体ではない当団体に対しても、できる限り区の支援を受けることなく運営することが望ましいと考えているとの答弁がありました。

その後、意見に入りましたところ、公明党より「第二マイナンバーカードセンターについては、既存の三軒茶屋のセンターと同じく田園都市沿線の用賀に設置するため、京王線沿線の烏山地域の方にとって不便な状況は変わらない。くみん窓口では、繁忙期となる年度末や年度初めに住民登録業務を優先し、マイナンバーカードの受付窓口を縮小する方針であるが、特に烏山地域においては、繁忙期でも十分な対応ができるよう検討することを求める。さらに、我が党が長年求めてきた止水板設置工事助成について、近年の内水氾濫被害の深刻化に伴う多数の申請に対し速やかに予算の増額を判断したことを評価する。また、代表質問でも述べたとおり、雨水貯留浸透施設の公共施設地下への整備や、百五十平米未満の小規模な民間施設への設置についても着実に取り組むことを要望し、賛成する」、立憲民主党・無所属より「私立小中学校の給食費相当額給付金の支給については、全国的に公立小中学校の給食費の無償化が進む中、給食費以外の教育費無償化を加速させる一歩として評価する。国は、これまでの見解を改め、今国会において公立小学校の給食費の二分の一を負担することを打ち出した。区には、公私立を問わない普遍的な教育の無償化を国に働きかけることを求める。また、不登校児童生徒に対する学校給食費相当額の支給については、家計負担軽減の施策として評価する一方、学校給食は、食育の観点から教育活動全体を通した取組でもあり、給食を通じて不登校児童生徒や家庭のケアにつなげ

ることが必要である。登校した際には、給食の時間を教員が児童生徒と向き合える居場所として大切にすべきである。また、都市型水害対策の推進については、これまでの議会での議論の結果、止水板設置工事助成事業が創設され、今般の補正予算案での増額が打ち出された。昨今、頻発する内水氾濫による浸水被害を踏まえ、止水板設置助成を一層推進するとともに、豪雨対策について区民への周知徹底を要望する。また、土のうステーションについては、土のう自体が重く運搬、設置が困難という課題がある。他自治体の例も参考に、一つ当たりの重量を十キロ以内に抑えるなど、改善の必要性を申し上げ、本補正予算に賛成する」、改革無所属の会より「商店街振興組合連合会への補助金については、やはり懸念点が多い。区からは、当該団体の自立を目指すという答弁があったが、利益が出る事業については、自主財源で完結するように見直すことを要望する。当該団体に対しては、これまでの継続的な補助の経緯はあるが、今後、商店街の仕組みが変わり多様な事業の主体となる可能性もある中、区の支援に頼ることなく自立した運営にかじを切るよう適切に指導することを求め、補正予算に賛成する」、日本共産党より「まず、第二マイナンバーカードセンターの開設については、カードの更新が間に合わないなどの相談が寄せられていることから、発行の遅れへの対策として評価する。エコ住宅補助金及び止水板設置工事助成金の増額については、区民ニーズに応えるものであり、また、子ども・子育て関連施設に対する熱中症予防支援事業の実施については、地球沸騰化と言われる中、命を守る対策として、それぞれ必要な施策である。学校給食費の無償化については、区の独自財源も活用し、国立、私立、インターナショナルスクール等に通う子どもや長期欠席中の子どもなど、全ての子どもに支援が行き届くことになる。今後は、修学旅行費用や制服代、学用品など、さらなる義務教育の無償化に踏み込むことを要望する。加えて、区財政は健全であり、前年度から繰越財源は百四十億円を超える。賃金や年金が物価高騰に追いつかない中、国の積極財政の動きや円安と国際情勢の影響に伴うさらなる物価上昇への不安の高まりを踏まえ、区民生活を支える施策の充実や高齢者、障害者施設の事業継続への対策を引き続き求め、一般会計に賛成する。国民健康保険事業会計、後期高齢者医療会計については、当初予算の問題を解決していないことから反対する」、国民民主党・都民ファーストの会より「止水板設置工事助成金については、雨水浸透ます等の排水能力を上げない限り、根本的な解決にはならないため、併せて雨水流出抑制対策の推進を求める。また、子ども・子育て関連施設への熱中症予防対策事業については、会派として酷暑下における外遊び環境の確保を求めてきたが、エアコンの買換えといった既存施設の更新にとどまら

ず、空調や日よけ等の追加設置による遊べる場所の拡大につなげる取組を求める。さらに、給食費相当額の支給については、隠れ教育費と言われてきた費用の普遍的な無償化が進むことは歓迎するが、あわせて公立学校においては、単なる無償化や負担軽減ではない教育力及び魅力の向上も進めることを要望し、本補正予算案に賛成する」との表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第五十九号及び議案第六十二号の二件は全員異議なく、議案第六十号及び議案第六十一号の二件は賛成多数で、それぞれ原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第六十三号「世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本件は、公職選挙法施行令の改正に伴い、公費負担の限度額を改定するため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第六十三号は全員異議なく原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第六十四号「世田谷区民健康村なかのビレジ外二施設改修機械設備工事（令和八年度）請負契約」について申し上げます。

本件は、公共施設中長期保全計画に基づき、主に施設の運営上に必要な予防保全工事を実施するため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第六十四号は全員異議なく可決と決定いたしました。

次に、議案第六十五号「世田谷区本庁舎等整備工事請負契約変更」について申し上げます。

本件は、工事請負契約約款に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加するため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第六十五号は全員異議なく可決と決定いたしました。

次に、議案第六十六号「財産（電動式移動棚）の取得の変更」について申し上げます。

本件は、書庫内のスプリンクラーの設置位置や向きの変更等が発生したことに伴い、一部の棚の段数を減少させるため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第六十六号

は全員異議なく可決と決定いたしました。

以上で企画総務委員会の報告を終わります。（拍手）

○**石川ナオミ議長**　以上で企画総務委員長の報告は終わりました。

これより意見に入ります。

発言通告に基づき、発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により三分以内といたします。

二番おぎのけんじ議員。

〔二番おぎのけんじ議員登壇〕

○**二番　おぎのけんじ議員**　議案第五十九号、第三次補正予算に計上されたせたがやＰａｙポイント誤付与事案への対応における公費負担の在り方、区の説明姿勢を問題視し、本補正予算案に反対いたします。

まず、誤解なきよう申し上げますが、私は、せたがやＰａｙが流通額、加盟店数、ダウンロード数とも順調に伸び、区民が日常的に使うキャッシュレス決済アプリとして定着したことを大変うれしく思い、また、今後の発展にも大いに期待する立場であります。また、私は今回の件で区振連やフィノバレーを責めたいわけでは全くありません。民間同士の契約で起きたトラブルにもかかわらず、なぜ再発防止の改修費を区が一本かぶりにしなければならないのか、税金を扱う行政の判断基準の甘さを問題視しています。

区は、今回の誤付与を契約不適合と認めながら、フィノバレーによる暫定的な手作業運用改善のみで修補完了と判断しました。一方、フィノバレー自身は、恒久対策として、手作業の完全排除、システムによる自動化を提案してきました。これに対し、区は付与の自動化と決済日から三日後の付与への変更をまとめて従来の要求仕様とは全く別の要件であり、修補の範囲外としました。ポイントをより早く付与するための機能追加に費用がかかることは理解します。しかし、今回の改修には、当然ながら、誤付与の原因となった手作業をなくすという再発防止の意味も含まれます。

また、区は、この機能拡充について、事故以前から検討していたとも説明していますが、イコール、事故後も費用負担を見直す必要はないということにはなりません。フィノバレー自身が自動化を恒久対策として提案している以上、どこまで先方の責任と負担を求めるのか、改めて整理するべきでした。

また、開発する機能の権利が誰に帰属するのかも明らかではありません。今回の改修によりフィノバレーが所有するアプリの資産価値が高まるならば、その利益も踏まえて費用

負担を検討するべきでした。再発防止に関する事業者の責任も、開発によって事業者が得る利益も、どこまで精査したのか分からない。にもかかわらず、全額公費負担という結論だけが決まっている。税金を出す側の判断としてあまりにも甘いと言わざるを得ません。

そして、改まらないフライング行政です。再発リスクを度外視し、検証委員会開催中に新たなキャンペーンを開始する。最終報告書が出てくる前に、補正予算の内容と金額を固める。さらに、最終報告書は常任委員会で報告されず、委員が要求してようやく質問通告後の本会議初日に配付されました。判断材料となる資料は出さず、予算の承認は求める。議会は行政の追認機関ではないと何度言えば理解していただけるのでしょうか。

今回に始まった話でありませんが、疑義を払拭させるどころか、どんどん膨らませる行政の振る舞いと説明能力の劣化を痛切に感じ、極めて残念です。税金を扱う姿勢としてあまりにも安直かつ浅薄であり、このようなやり方を当たり前のように繰り返す姿勢を断じて認めるわけにはいきません。

よって世田谷自民の会として、本補正予算には反対いたします。

○石川ナオミ議長　以上でおぎのけんじ議員の意見は終わりました。

これで意見を終わります。

これより採決に入ります。本八件を三回に分けて決したいと思います。

まず、議案第五十九号についてお諮りいたします。採決は電子採決システムによって行います。

本件を委員長報告どおり可決することについて、お手元のボタンによる表決を求めます。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○石川ナオミ議長　以上で表決を確定いたします。

賛成多数と認めます。よって議案第五十九号は委員長報告どおり可決いたしました。

次に、議案第六十号及び第六十一号の二件についてお諮りいたします。採決は電子採決システムによって行います。

本二件を委員長報告どおり可決することについて、お手元のボタンによる表決を求めます。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○石川ナオミ議長　以上で表決を確定いたします。

賛成多数と認めます。よって議案第六十号及び第六十一号の二件は委員長報告どおり可

決いたしました。

次に、議案第六十二号から第六十六号に至る五件についてお諮りいたします。

本五件を委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長　御異議なしと認めます。よって議案第六十二号から第六十六号に至る五件は委員長報告どおり可決いたしました。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

○石川ナオミ議長　次に、日程第九から第十六に至る八件を一括上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第九　議案第六十七号　世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例外議案七件

○石川ナオミ議長　本八件に関し、区民生活委員長の報告を求めます。

〔十七番平塚けいじ議員登壇〕（拍手）

○区民生活委員長　平塚けいじ議員　ただいま上程になりました議案第六十七号から議案七十四号に至る八件につきまして、区民生活委員会における審査の経過とその結果について御報告いたします。

初めに、議案第六十七号「世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本件は、宿泊施設及び食事の利用のキャンセル料に係る規定を定めるため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第六十七号は全員異議なく原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第六十八号「世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本件は、メディア工房及び情報プラザを廃止するとともに、規定の整備を図るため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第六十八号は全員異議なく原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第六十九号「世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本件は、太子堂出張所の位置を変更する必要があるため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第六十九号は全員異議なく原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第七十号「世田谷区立区民会館の指定管理者の指定」、議案第七十一号「世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の指定」、議案第七十二号「世田谷区立世田谷文学館の指定管理者の指定」、議案第七十三号「世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の指定」及び議案第七十四号「世田谷区区民健康村の指定管理者の指定」の五件について、一括して申し上げます。

本五件は、いずれも指定管理者を指定するため、地方自治法の規定に基づき、それぞれ提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第七十号から議案第七十四号までの五件は、いずれも全員異議なく、それぞれ可決と決定いたしました。

以上で区民生活委員会の報告を終わります。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上で区民生活委員長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。本八件を一括して決したいと思います。

お諮りいたします。

本八件を委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長　御異議なしと認めます。よって議案第六十七号から第七十四号に至る八件は委員長報告どおり可決いたしました。

◆◇◆◇◆◇

初めに、議案第七十五号「世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本件は、世田谷保健福祉センターの位置を変更するため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第七十五号は全員異議なく原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第七十六号「世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第七十七号「世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」の二件について、一括して申し上げます。

本二件は、いずれも児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、児童等を対象とした性暴力等の防止等に係る規定を定めるとともに、規定の整備を図るため、それぞれ提案されたものであります。

委員会では、まず、日本版ＤＢＳ導入に伴う事業者の事務負担軽減に向けた区の対応が問われたのに対し、理事者より、手続方法等を分かりやすく周知するとともに、国の通知等を踏まえ、適切な対応を図っていくとの答弁がありました。

また、障害児が自ら相談し、意思表明ができる環境整備に関する取組が問われたのに対し、理事者より、障害児本人による意思表明は極めて重要であり、その視点を十分に踏まえた相談体制の整備を事業者に対し要請するとともに、区としても支援に着実に取り組んでいくとの答弁がありました。

さらに、被害の未然防止に向けた第三者機関による相談体制の構築について問われたのに対し、理事者より、今回の法改正は、事業者に対し性加害の防止への対応を求めるものと認識しており、事業者には苦情相談窓口の適切な運用など、法の規定に基づいた措置を着実に講ずるよう求めていくとの答弁がありました。

また、加害行為に及ぶ不安を抱える従事者に対する相談体制の検討状況が問われたのに対し、理事者より、関係部署間で情報共有を図っており、今後、検討を進めていくとの答弁がありました。

その後、意見に入りましたところ、立憲民主党・無所属より「こども性暴力防止法の施行に伴う日本版ＤＢＳの導入により、新たに必要となる対応や増加する事務負担を十分に把握し、事業者への丁寧な情報提供を行うとともに、区として可能な限り具体的な支援を行うよう求める。また、今回の改正によって、現場の職員が本来担うべき子どもへの支援

にしわ寄せが生じないよう、必要な人的・財政的支援を検討するよう要望し、賛成する」、日本共産党より「学校や民間教育保育事業者などに性犯罪歴の確認を義務づける日本版ＤＢＳを盛り込んだこども性暴力防止法が、我が党を含む全会一致で成立したが、これは性被害当事者から実現が待ち望まれていたものである。性暴力は、被害者の尊厳を深く傷つけ、その後の人生に深刻な影響を及ぼすものである。特に被害を認識しにくい子どもに対する性暴力は、断じて許されない。教員や保育者など、子どもを守るべき立場にある者による性犯罪を未然に防止することは、政治と社会に課せられた極めて重い責務である。日本版ＤＢＳでは、行政が監督・認可権限を有する学校、認可保育所、幼稚園などに対し、特定性犯罪前科の確認を義務づけており、従事者及び就労希望者について、こども家庭庁を通じた法務大臣への照会により、犯罪歴が認められた者は子どもと接する業務に就かせてはならない。また、事業者には、職員研修の実施、子どもが相談しやすい相談体制の整備、被害事案の調査等、安全確保措置を講ずることが義務づけられている。しかし、性犯罪の九割は初犯と言われており、日本版ＤＢＳだけでは子どもを守ることはできない。性暴力は、ジェンダーに基づく固定観念や不平等がもたらす暴力であり、社会から性犯罪をなくしていくためには、ジェンダーの視点や人権教育、人権尊重に基づく包括的性教育により、非暴力を貫く姿勢、性的同意や相手へのリスペクト、性被害を認識できる知識、被害を受けた際の対応などを学ぶことが不可欠である。また、教育現場では、不祥事を隠したり、誤った仲間意識から被害をうやむやにしたりすることがあってはならない。子どもを見守る複数の目の確保に向け、養護教員やスクールカウンセラーの増員が重要である。さらに、再犯防止プログラムなど、加害者の更生に向けた継続的な支援や性犯罪治療への支援も求められる。日本版ＤＢＳと合わせて、これらの取組を国が責任を持って推進する必要がある。一方、犯罪歴という重大な個人情報の漏えいと目的外利用の防止の観点から、子どもに接する職業に就こうとする人をあらかじめデータベースに登録して、性犯罪歴がないことを証明するホワイトリスト方式についての研究も課題である。以上の諸課題に向き合い、社会的議論を深め、性犯罪を許さない社会の構築が不可欠であることを申し述べ、賛成する」、生活者ネットワークより「こども性暴力防止法の施行に伴う、いわゆる日本版ＤＢＳの運用開始に当たっては、犯罪事実の確認のみをもって対策とせず、障害のある子ども一人一人を権利の主体とし、一次予防から早期把握、相談、被害が疑われた段階からの安全確保と継続的支援までを一体的に進めることが重要である。法施行を契機とし、セーフガーディングの実装に向け、制度周知や研修の実施にとどまら

ず、各事業所での実効性ある対策を促進するとともに、従事者への演習を含む実践的研修を進め、小規模事業者に対しても必要な支援を行うことを求める。自らの意思や被害を伝えることが難しい障害児については、障害特性に応じたコミュニケーション手段を保障し、日常的にケアを担う職員とは別の職員や外部の相談先につなげる仕組みを複数確保していただきたい。また、排せつ、入浴、月経時のケアなど、プライベートゾーンに関わる身体介助について、本人の意思や尊厳を十分に尊重し、望まない異性介助が行われないよう、同性介助を含む支援体制の確保を求める。あわせて、保護者に対し、性暴力のサイン、不適切な行為の範囲、相談先や相談後の流れを分かりやすく周知し、確信がない段階から相談できる環境を整備することを求める。被害が疑われる場合には、事実確認を待つことなく、子どもの安全を最優先に、児童相談所や医療、心理等の専門機関と迅速に連携し、二次被害を防ぐことを求める。また、法の対象とならない者や利用児童による性暴力も相談の入り口で取りこぼさず、被害を受けた側のケアにつなげるとともに、加害行為を行った子どもにも適切なアセスメントと支援を行うことを求める。最後に、加害行為の未然防止に向け、自ら不安を抱える従事者が早期に専門的な支援につながるよう、庁内横断的な相談体制の構築を求め、賛成する」との表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第七十六号及び議案第七十七号の二件は、いずれも全員異議なく、それぞれ原案どおり可決と決定いたしました。

以上で福祉保健委員会の報告を終わります。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上で福祉保健委員長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。本三件を一括して決したいと思います。

お諮りいたします。

本三件を委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長　御異議なしと認めます。よって議案第七十五号から第七十七号に至る三件は委員長報告どおり可決いたしました。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

○石川ナオミ議長　次に、日程第二十から第二十四に至る五件を一括上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第二十　議案第七十八号　世田谷区風景づくり条例の一部を改正する条例外議案四件

○石川ナオミ議長　本五件に関し、都市整備委員長の報告を求めます。

〔三十七番畠山晋一議員登壇〕（拍手）

○都市整備委員長　畠山晋一議員　ただいま上程になりました議案第七十八号から議案第八十二号に至る五件につきまして、都市整備委員会における審査の経過とその結果について御報告いたします。

初めに、議案第七十八号「世田谷区風景づくり条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本件は、景観法の改正等に伴い、規定の整備を図るため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第七十八号は出席者全員異議なく原案どおり可決と決定をいたしました。

次に、議案第七十九号「世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本件は、条例の適用区域を拡大するため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第七十九号は出席者全員異議なく原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第八十号「世田谷区立公園条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本件は、区立若林五丁目公園を廃止するため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明の後、意見に入りましたところ、日本共産党より「本議案は、我が党が反対している都道補助五二号線事業に伴う条例改正であることから、当該公園の廃止にも反対である。また、近隣住民からは、子どもたちの身近な遊び場としてだけではなく、保護者の交流や仕事の昼休憩の場としても長年にわたり住民生活を支える地域に深く根差した公共空間であるため、存続を願う切実な要望が寄せられている。さらに、補助五二号線は、住民との合意形成が得られず、完成の見通しも立っていない状況の中、公園廃止にも疑問の声が上がっている。地域の住環境を守るため、拙速に公園を廃止するのではなく、住民の声を踏まえた慎重な判断を求め、本議案に反対する」との表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第八十号は賛成多数で原案どおり可決と決定をいたしました。

次に、議案第八十一号及び議案第八十二号の特別区道路線の認定二件について、一括し

て申し上げます。

本二件は、特別区道路線を認定するため、道路法の規定に基づき、それぞれ提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第八十一号及び議案第八十二号の二件はいずれも出席者全員異議なく、それぞれ可決と決定をいたしました。

以上で都市整備委員会の報告を終わります。（拍手）

○**石川ナオミ議長**　以上で都市整備委員長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。本五件を二回に分けて決したいと思います。

まず、議案第七十八号、第七十九号、第八十一号及び第八十二号の四件についてお諮りいたします。

本四件を委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**石川ナオミ議長**　御異議なしと認めます。よって議案第七十八号、第七十九号、第八十一号及び第八十二号の四件は委員長報告どおり可決いたしました。

次に、議案第八十号についてお諮りいたします。採決は電子採決システムによって行います。

本件を委員長報告どおり可決することについて、お手元のボタンによる表決を求めます。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○**石川ナオミ議長**　以上で表決を確定いたします。

賛成多数と認めます。よって議案第八十号は委員長報告どおり可決いたしました。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

○**石川ナオミ議長**　次に、日程第二十五から第二十八に至る四件を一括上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第二十五　議案第八十三号　世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例外議案三件

○**石川ナオミ議長**　本四件に関し、文教委員長の報告を求めます。

〔二十六番桜井純子議員登壇〕（拍手）

○**文教委員長　桜井純子議員**　ただいま上程になりました議案第八十三号から議案第八十

六号に至る四件につきまして、文教委員会における審査の経過とその結果について御報告いたします。

初めに、議案第八十三号「世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本件は、区立松丘幼稚園及び区立桜丘幼稚園を集約し、区立さくらのおか幼稚園を設置するとともに、区立三島幼稚園及び区立中町幼稚園を集約し、区立たまがわのもり幼稚園を設置するため提案されたものであります。

委員会では、三歳児保育の開始及び預かり保育の充実に伴い必要となる人員体制が問われたのに対し、理事者より、業務量の増加を踏まえ正規職員を増員する予定であるとの答弁がありました。

その後、採決に入りましたところ、議案第八十三号は全員異議なく原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第八十四号「世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例」及び議案第八十五号「世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例の二件について、一括して申し上げます。

まず、議案第八十四号は、区立幼稚園集約化等計画に基づき、集約する幼稚園において三歳児保育を開始するとともに、預かり保育の実施日及び提供時間の拡充に伴い預かり保育料の額を変更し、併せて規定の整備を図るため、また、議案第八十五号は、預かり保育の利用に係る区分を廃止し、預かり保育料の額を変更するとともに、規定の整備を図るため、それぞれ提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明の後、意見に入りましたところ、国民民主・都民ファーストの会より「認定保育園における保育料が無償化される一方、幼稚園や認定こども園における預かり保育は依然として利用者負担が生じている。将来的には預かり保育についても無償化することを求め、賛成する」と表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第八十四号、議案第八十五号の二件はいずれも全員異議なく、それぞれ原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第八十六号「世田谷区立図書館の指定管理者の指定」について申し上げます。

本件は、区立図書館の指定管理者を指定するため、地方自治法の規定に基づき提案されたものであります。

委員会ではまず、直営館と指定管理館の連携体制の構築に向けた進捗状況が問われたのに対し、理事者より、尾山台図書館及び鎌田図書館が指定管理館に移行することで、区立図書館の運営の在り方に関する方針に基づく各地域での連携体制がおおむね整うこととなるとの答弁がありました。

また、今後の運営体制の在り方が問われたのに対し、理事者より、本方針では将来的な運営体制についての結論は出していない。当面の対応としては毎年度、直営館を含む全館対象の運営状況評価を実施し、ＰＤＣＡサイクルを確立する中で、運営主体の在り方についても改めて検証する予定であるとの答弁がありました。

その後、意見に入りましたところ、立憲民主党・無所属より「直営館と指定管理館にはそれぞれの役割があるが、まずは直営館において公共図書館としての考え方を明確に示すべき。また、直営館には、単にユーザーニーズに応えるのみならず、行政としての安定感や組織力を生かし中長期的な視点を持ったリーダーシップの発揮を求める。さらに、地域を基本とした直営館と指定管理館との協働体制についての効果検証を行うとともに、司書の育成や資格取得の支援などに関する具体的な取組を求め、賛成するとの表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第八十六号は全員異議なく可決と決定いたしました。

以上で文教委員会の報告を終わります。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上で文教委員長の報告は終わりました。

これより意見に入ります。

発言通告に基づき発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により十分以内といたします。

二十七番坂本みえこ議員。

〔二十七番坂本みえこ議員登壇〕（拍手）

○二十七番　坂本みえこ議員　日本共産党世田谷区議団は、議案第八十三号「世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例」、議案第八十六号「世田谷区立図書館の指定管理者の指定」に、反対の立場から意見を述べます。

まず、世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例についてです。

この条例改正は、区立幼稚園集約化等計画に基づき、区立桜丘幼稚園、区立松丘幼稚園をさくらのおか幼稚園に、区立中町幼稚園、区立三島幼稚園をたまがわのもり幼稚園に集

約化するものです。二〇二二年十一月の区立幼稚園集約化等計画についてでは、その背景、乳幼児教育・保育施設をめぐる状況の一つに、保育待機児の解消、私立幼稚園入園児数の減少が挙げられていますが、その後の四年間で保育待機児童は再び増加傾向となっています。

さらに、計画では保育待機児の解消等の状況の変化を踏まえ、区立幼稚園の公私立の幼保連携型認定こども園への用途転換は行わないとされていましたが、現在は保育待機児解消に向け、認可保育所の整備が進められています。状況が大きく変わっているにもかかわらず、区立幼稚園の集約化が粛々と進められていいのでしょうか。

三島幼稚園存続のための署名に取り組んでおられる三島幼稚園を残す会は、区立三島幼稚園は私立幼稚園からの転園や療育施設と園を日替わりで通う子ども、生活全般において介助が必要な子どもなどを広く受入れ、安心して子育てができる地域環境に欠かせない存在であると、誰もが平等に幼児教育を受けられ、インクルーシブ教育が実践されていることや、季節の移り変わりを肌で感じられる貴重な環境で、災害の際には危険な道路を渡ることなく公園へ避難できるなど、誰一人幼稚園に通えない子どもをつくらないでくださいと訴えてこられました。

八幡山幼稚園と給田幼稚園の集約化については、近隣の私立幼稚園の閉園に伴い、給田幼稚園は存続となりましたが、給田幼稚園の存続を求める給田幼稚園を残す会のホームページでは、給田幼稚園がなくなるとどのように困る？として、地域のつながりが減ってしまうこと、通園距離が延び、幹線道路や線路の横断が必要になること、質の高い教育、また配慮が必要な子を受け入れるセーフティーネットの役割も果たし、近くの区立幼稚園がなくなれば要配慮児は行き場を失うと、区立幼稚園の大切な役割に触れています。

また、世田谷区は、集約化後の区立幼稚園等の役割は、私立幼稚園や保育所等と連携し、相互に補完しながら、配慮を要する児童へのきめ細やかな対応や医療的ケア児の対応に取り組むなど、インクルーシブな教育、保育を推進していくとしています。現在の区立幼稚園に求められるニーズは明確です。区立幼稚園集約化は子どもたちの最善の利益につながりません。乳幼児教育・保育施設をめぐる状況が変わってきた今、集約化や用地転換の方針こそ見直すべきです。

次に、世田谷区立図書館の指定管理者の指定についてです。

本件は、令和九年四月からの五年間、新たに指定管理者制度を適用する鎌田図書館をはじめ、五館に指定管理者を指定するものです。鎌田図書館の指定管理適用については、世

田谷区立図書館の運営の在り方に関する方針で、五地域ごとの地域特性を生かし、直営館と指定管理館による協働体制で強みや課題の共有、補完をするとされていますが、砧地域には図書館は二館しかなく、あえてそのうちの一館を指定管理とする意味があるとは思えません。

日本共産党は、図書館への指定管理者制度の導入に反対してきました。公立図書館は無料利用を原則に、住民の知りたい、調べたいを保障する生存権の文化的側面である学習権を保障する機関であり、民主主義のとりでです。その機能を果たすためには、資料を充実させるとともに、図書館員としての専門性を持つ職員の充実が不可欠です。それを保障するのが図書館運営の安定性、継続性です。その目的、基本的役割、専門性の高い職員の育成、充実を図るためには、図書館は直営で行うべきであり、指定管理者制度はなじまない。

図書館に対する指定管理者制度導入の問題点は、一つには、三年や五年などの一定期間しか運営が任されないため受託業者が切り替わる可能性がある。そのため、業務の継続性が危ぶまれる。二つ目には、図書館は無料の原則があり、利用料が徴収できないため、受託業者は利益を上げるために人件費を削らざるを得ない。その結果、非正規化と低処遇の労働者しかいなくなり、経験豊かな職員は退職してしまう。三つ目に、不安定雇用、低処遇の下で職員が定着せず、図書館業務に必要な技術も向上しない。四つ目に保存されている資料の価値が分からないまま廃棄処分されるおそれがあるなどです。

さらに、日本図書館協会は二〇一六年、当協会は、我が国の今後の公立図書館の健全な発達を図る観点から、公立図書館の目的、役割、機能の基本を踏まえ、公立図書館への指定管理者制度の導入については基本的になじまないと考えますと見解を表明し、指定管理に対し、明確に反対の立場を取っています。

また、二〇一一年、民主党政権時代、当時の片山善博総務大臣からも、公共図書館とか、まして学校図書館なんかは指定管理になじまないと私は思うのです。やはりきちっと行政がちゃんと直営でスタッフを配置して運営すべきだと私なんかは思うのですね。私が鳥取県知事のときもそうしてきましたとする発言がありました。

二〇一九年六月、自民党細田博之氏が顧問を務める活字文化議員連盟が示した「公共図書館の将来―「新しい公共」の実現をめざす―（答申）」で、自治体は長い歳月と予算をかけて地域の特性に応じた図書館業務に関する能力や知識、ノウハウを身につけた人材を育成し継承してきている。しかし、業務委託による図書館業務の丸投げで、そうしたキャ

リアの継承が困難となった。指定管理者制度導入による公共図書館の運営は、図書館文化の成長と発展の観点からすれば、そもそもなじまないのであると答申しています。

世田谷区自身、区立図書館には、社会教育の拠点として幅広い年齢層の人々の学びを支援するとともに、地域行政の推進を通じた住民自治の発展に寄与する役割が求められている。図書館は、誰もが気軽に利用できるコミュニティー拠点であるとともに、学校に通えない児童生徒など、様々な事情を抱えた方にとっても大切な居場所であり、現場の職員が関わりを重ねる中で、様々な支援につなげていくことの重要性を認識し、福祉的な機能を担っていくことも重要であると、社会教育の拠点として、また、福祉的な居場所としての直営でしかできない図書館の役割に言及しています。

また、大阪府立中之島図書館は、二〇二六年度以降に文化事業や施設運営を担当する指定管理者を公募したところ、民間事業者の応募がありませんでした。応募を検討していた事業者から、人件費高騰で提示された価格では採算が難しいと聞き、再公募しましたが、応募者はゼロで直営に戻ったと読売新聞で報道されました。世田谷もいつ同じようなことが起きるか分かりません。図書館への指定管理者制度の適用はやめるべきです。以上、反対意見とします。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上で坂本みえこ議員の意見は終わりました。

これで意見を終わります。

これより採決に入ります。本四件を二回に分けて決したいと思います。

まず、議案第八十三号及び第八十六号の二件についてお諮りいたします。採決は電子採決システムによって行います。

本二件を委員長報告どおり可決することについて、お手元のボタンによる表決を求めます。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○石川ナオミ議長　以上で表決を確定いたします。

賛成多数と認めます。よって議案第八十三号及び第八十六号の二件は委員長報告どおり可決いたしました。

次に、議案第八十四号及び第八十五号の二件についてお諮りいたします。

本二件を委員長報告どおり可決することについて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長　御異議なしと認めます。よって議案第八十四号及び第八十五号の二件

は委員長報告どおり可決いたしました。

◆◇

○石川ナオミ議長　次に、日程第二十九を上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第二十九　議案第八十七号　世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例

○石川ナオミ議長　本件に関し、ＤＸ・地域行政・公共施設整備等推進特別委員長の報告を求めます。

〔十八番山口ひろひさ議員登壇〕（拍手）

○ＤＸ・地域行政・公共施設整備等推進特別委員長　山口ひろひさ議員　ただいま上程になりました議案第八十七号「世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例」につきまして、ＤＸ・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会における審査の経過とその結果について御報告いたします。

本件は、印鑑登録申請者の保証人となることができる者の範囲を改めるとともに、規定の整備を図るため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第八十七号は全員異議なく原案どおり可決と決定いたしました。

以上でＤＸ・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会の報告を終わります。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上でＤＸ・地域行政・公共施設整備等推進特別委員長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長　御異議なしと認めます。よって議案第八十七号は委員長報告どおり可決いたしました。

◆◇

○石川ナオミ議長　次に、日程第三十から第三十五号に至る六件を一括上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第三十　議案第八十八号　世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例外議案五件

○**石川ナオミ議長**　本六件に関し、子ども・若者施策推進特別委員長の報告を求めます。

〔三十八番河野俊弘議員登壇〕（拍手）

○**子ども・若者施策推進特別委員長　河野俊弘議員**■ただいま上程なりました議案第八十八号「世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、議案第八十九号「世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、議案第九十号「世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、議案第九十一号「世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第九十二号「世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第九十三号「世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」の六件につきまして、子ども・若者施策推進特別委員会における審査の経過とその結果について、一括して御報告いたします。

初めに、議案第八十八号から議案第九十号、議案第九十二号及び議案第九十三号の五件につきまして、いずれも児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、児童を対象とした性暴力等の防止等に係る規定を定めるとともに、規定の整備を図るため、また、議案第九十一号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、満三歳以上限定小規模保育事業に係る規定を加えるとともに、規定の整備を図るため、それぞれ提案されたものであります。

委員会ではまず、満三歳以上限定小規模保育事業について、保育の質を踏まえた区の見解が問われたのに対し、理事者より、満三歳以上の保育需要は供給に対して満たされていることから、現時点での当該事業の実施は想定していないが、仮に実施の判断に至った場合には、保育の質を確保するために、適格性審査を通じて事業者の保育環境などを十分に確認する必要があると認識しているとの答弁がありました。

また、日本版ＤＢＳ導入に伴う事業者の負担増への区の対応が問われたのに対し、理事者より、事業者の事務負担軽減につながるよう、国が示す広報資料の作成例や研修動画などの情報周知に努めるとともに、適宜必要な伴走支援を行っていくとの答弁がありました。

さらに、子ども自らが相談しやすい体制整備に向けた検討状況が問われたのに対し、理事者より、国のガイドラインを踏まえ、年齢や発達状況に応じた相談しやすい体制の構築

に向け、庁内での意見交換を通じて検討を進めていく。あわせて、子どもと保護者双方への理解啓発についても努めていくとの答弁がありました。

また、性暴力対応における知見の共有の必要性について問われたのに対し理事者より性暴力事案には、専門的かつ慎重な対応も必要であるため、保育部門で培った知見も活用しつつ、庁内関係部署の検討組織において協議をしていくとの答弁がありました。

さらに、制度趣旨を踏まえた研修内容の充実が問われたのに対し、理事者より、これまでも各施設において研修を実施してきたが、法改正を機に、改めてスキルやノウハウの共有を進めていくとの答弁がありました。

加えて、子どもの声を踏まえた今後の制度改善に対する区の認識が問われたのに対し、理事者より、子どもの声の受け止め方法を含め、新制度への対応状況について評価検証を実施していく必要があると認識しているとの答弁がありました。

その後、意見に入りましたところ、立憲民主党・無所属より「こども性暴力防止法の施行に伴う日本版ＤＢＳの導入により、新たに必要となる対応や増加する事務負担を十分に把握し、事業者への丁寧な情報提供を行うとともに、区として可能な限り具体的な支援を行うよう求める。また、今回の改正によって現場の職員が本来担うべき子どもへの支援や保育等の業務にしわよせ生じないよう、必要な人的・財政的支援を検討するよう要望する。さらに、性犯罪歴は極めて機微な個人情報であるため、情報を取り扱う権限を有する者の限定や目的外利用の禁止、厳格な情報管理体制の構築に取り組むとともに、対象となる職員等に丁寧な説明を行い、不利益な取扱いが生じることがないよう十分に配慮することを求め賛成する。日本共産党より「議案第八十九号及び議案第九十一号の二件について、小規模保育事業は子ども・子育て支援新制度により制度化され、区においても、ゼロ歳児から二歳児の保育の受皿として一定の役割を担ってきた。しかし、今回創設された満三歳以上限定小規模保育事業は、子どもの発達の観点から、従来小規模保育事業と分けて考える必要がある。事業対象の三歳から五歳は友達との関わりを広げ、集団での遊びや活動、戸外活動を通じて成長する重要な時期であり、法改正時の国会の附帯決議でも、集団活動の重要性に留意し、戸外活動の環境を保障することなどが求められた。少人数できめ細やかな保育そのものを否定するものではないが、三歳児から五歳児の保育については、認可保育所を基本として、保育環境の充実を図ることが重要であることから、議案第八十九号及び第九十一号に反対する。議案第八十八号、議案第九十号、議案第九十二号及び議案第九十三号について、学校や民間教育・保育事業者などに性犯罪歴の確認を義務づける

日本版ＤＢＳを盛り込んだこども性暴力防止法が、我が党を含む全会一致で成立したが、これは性被害当事者から実現が待ち望まれたものである。性暴力は被害者の尊厳を深く傷つけ、その後の人生に深刻な影響を及ぼすものである。特に被害を認識しにくい子どもに対する性暴力は断じて許されない。教員や保育者など子どもを守るべき立場にある者による性犯罪を未然に防止することは、政治と社会に課せられた極めて重い責務である。日本版ＤＢＳでは、行政が監督・認可権限を有する学校、認可保育所、幼稚園などに対し、特定性犯罪前科の確認を義務づけており、従事者及び就労時希望者について、こども家庭庁を通じた法務大臣への照会により、犯罪歴が認められた者は子どもと接する業務に就かせてはならない。また、事業者には、職員研修の実施、子どもが相談しやすい相談体制の整備、被害事案の調査等、安全確保措置講ずることが義務づけられる。一方、学童クラブや認可外保育施設などは認定制度であるため、認定を受けない施設が子どもに性的嗜好を持つ者の従事先になりかねず、施設を利用する子どもへの危険が高まることも懸念される。性犯罪の九割は初犯と言われており、日本版ＤＢＳだけでは子どもを守ることはできない。性暴力はジェンダーに基づく固定観念や不平等がもたらす暴力であり、社会から性犯罪をなくしていくためには、ジェンダーの視点や人権教育、人権尊重に基づく包括的性教育により、非暴力を貫く姿勢、性的同意や相手へのリスペクト、性被害を認識できる知識、被害を受けた際の対応などを学ぶことが不可欠である。また、教育現場では不祥事を隠したり、誤った同僚意識から被害をうやむやにすることなどはあってはならない。子どもを見守る複数の目の確保に向け、養護教員やスクールカウンセラーの増員が重要である。また、再犯防止プログラムなど加害者の更生に向けた継続的な支援や性犯罪治療への支援も求められる。日本版ＤＢＳと併せて、これらの取組を国が責任を持って推進する必要がある。一方、犯罪歴という重大な個人情報の漏洩と目的外利用の防止の観点から、子どもに接する職業に就こうとする人をあらかじめデータベースに登録して性犯罪歴がないことを証明するホワイトリスト方式の研究についても課題である。以上の諸課題に向き合い、社会的議論を深め、性犯罪を許さない社会の構築が不可欠であることを申し述べ、議案第八十八号、議案第九十号、議案第九十二号及び議案第九十三号について賛成する」、生活者ネットワークより「本年六月の一般質問に対し、区長より、子ども・若者のＳＲＨＲ、性と生殖に関する健康と権利を子どもの権利保障に関わる重大な課題と捉え、正しい知識を得て、安心して相談でき、必要に応じて支援につながるための一体的な取組として、庁内を横断で進めていくとの答弁があった。性暴力やあらゆる強制から守られ、身体

の自己決定や同意が尊重されることは、こうした権利保障の重要な一部である。今回の法施行が、犯罪事実確認の手続にとどまらず、子どもの権利を具体的に保障する仕組みを整える機会となるよう施策取り組むことを求める。相談・支援体制の整備に当たっては、単なる制度周知だけではなく、年齢や発達段階に応じて子どもが相談先等を理解でき、相談後も一人の権利主体として最大限尊重される仕組みにすることを求める。また、児童館や保育施設など日常的に子どもと関わる現場においては、最初のＳＯＳを適切に受け止め、安全確保や専門支援につながるよう、対応ルールの共通化と実践的な研修の実施が重要である。また、保育分野で蓄積してきた性暴力の未然防止、早期把握、相談対応等の知見を関係所管で共有し、区全体のセーフガーディングに生かしていくことを求める。法施行後は、子どもの権利条例第三十九条の趣旨を踏まえ、子どもの声を踏まえて制度を評価し、継続的な改善につなげることを求める。日本版ＤＢＳが子どもの安全を確実に確保し、子どもの声を適切に受け止めて、必要な支援に結びつく制度として運用されることを求め、賛成する」との表明がありました。

その後、採決に入りましたところ、議案第八十八号、議案第九十号、議案第九十二号及び議案第九十三号はいずれも全員異議なく、議案第八十九号及び議案第九十一号はいずれも賛成多数で、それぞれ原案どおり可決と決定いたしました。

以上で子ども・若者施策推進特別委員会の報告を終わります。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上で子ども・若者施策推進特別委員長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。本六件を二回に分けて決したいと思います。

まず、議案第八十八号、第九十号、第九十二号及び第九十三号の四件についてお諮りいたします。

本四件を委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長　御異議なしと認めます。よって議案第第八十八号、第九十号、第九十二号及び第九十三号の四件は、委員長報告どおり可決いたしました。

次に、議案第八十九号及び第九十一号の二件についてお諮りいたします。採決は、電子採決システムによって行います。

本二件を委員長報告どおり可決することについて、お手元のボタンによる表決を求めます。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○**石川ナオミ議長**　以上で表決を確定いたします。

賛成多数と認めます。よって議案第八十九号及び第九十一号の二件は委員長報告どおり可決いたしました。

◆◇

○**石川ナオミ議長**　次に、日程第三十六を上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第三十六　議員提出議案第五号　オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する公安調査庁による観察処分の期間更新を求める意見書

○**石川ナオミ議長**　ここで、提案理由の説明及び委員会付託の省略についてお諮りいたします。

本件は、会議規則第三十八条第三項の規定により、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**石川ナオミ議長**　御異議なしと認めます。よって本件は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**石川ナオミ議長**　御異議なしと認めます。よって議員提出議案第五号は原案どおり可決いたしました。

◆◇

○**石川ナオミ議長**　以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十四分散会